○湯河原町真鶴町衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例 平成6年12月20日 条例第2号

湯河原町真鶴町衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和52年 湯河原町真鶴町衛生組合条例第5号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規 定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めること を目的とする。

(1週間の勤務時間)

- 第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。
- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。)に従い、任命権者が定める。
- 3 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。
- 4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は湯河原町真鶴町衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年湯河原町真鶴町衛生組合条例第7号)第4条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。
- 5 任命権者は、職務の特殊性その他の事由により前各項に規定する勤務時間 を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、組合長の承認 を得て、別に定めることができる。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。
- 第4条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する 必要のある職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間 の割振りを別に定めることができる。
- 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあっては8日以上で当該育児短時間勤務職員にあっては8日以上の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性その他の事由(育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、組合長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

(週休日の振替等)

第5条 任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、規則の定めるところにより、第3条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この条において「勤務日」という。)のうち規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(休憩時間)

第6条 任命権者は、1日の勤務時間が、6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間 を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。

第7条 削除

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第8条 任命権者は、第2条から第5条までの規定による勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の収受を目的とする勤務その他の規則で定める断続的な勤務

をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)

- 第8条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項及び次条第1項から第3項までにおいて同じ。)のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。)をさせるものとする。
- 2 前項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項及び次条第1項から第3項までにおいて同じ。)のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。
- 3 前2項に規定するもののほか、早出遅出勤務に関する手続その他の早出遅 出勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

- 第8条の3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。
- 2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。
- 3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第8条第2項に規定する勤務をさせてはならない。
- 4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する要介護者(以下「要介護者」という。)のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。
- 5 前各項に規定するもののほか、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限に関し必要な事項は、規則で定める。

(時間外勤務代休時間)

第8条の4 任命権者は、湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例 (昭和52年湯河原町真鶴町衛生組合条例第13号)第10条第4項の規定により 時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当 該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、規則で定める期間内にある勤務日等(第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日をいい、第10条第1項に規定する休日及び代休日を除く。)に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

- 2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤 務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時 間においても勤務することを要しない。 (休日)
- 第9条 職員は、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)についても、同様とする。

(休日の代休日)

- 第10条 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日(以下この項において「休日」と総称する。)である第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この項において「勤務日等」という。)に割り振られた勤務時間の全部(次項において「休日の全勤務時間」という。)について特に勤務することを命じた場合には、規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日(次項において「代休日」という。)として、当該休日後の勤務日等(第8条の4第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。)を指定することができる。
- 2 前項の規定により代休日を指定された職員は、勤務を命ぜられた休日の全 勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命 ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。 (休暇の種類)
- 第11条 職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇とする。 (年次休暇)
- 第12条 年次休暇は、1の年ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。
 - (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員 等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、 その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)
 - (2) 次号に掲げる職員以外の職員であって、当該年の中途において新たに 職員となるもの その年の在職期間を考慮し20日を超えない範囲内で規則 で定める日数
 - (3) 当該年の前年において地方公営企業労働関係法(昭和27年法律第289号)の適用を受ける職員、特別職に属する地方公務員、湯河原町真鶴町衛生組合以外の地方公共団体の職員、国家公務員又は地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に規定する地方住宅供給公社若しくは地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社その他その業務が国又は地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち規則で定めるものに使用される者(以下この号において

「地方公営企業労働関係法適用職員等」という。)であった者であって引き続き当該年に新たに職員となったものその他規則で定める職員 地方公営企業労働関係法適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次休暇の残日数等を考慮し、20日に次項の規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で規則で定める日数

- 2 年次休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)は、規則で定める日数を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。
- 3 任命権者は、年次休暇を職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

(病気休暇)

第13条 病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。

(特別休暇)

第14条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として規則で定める場合における休暇とする。この場合において、規則で定める特別休暇については、規則でその期間を定める。

(介護休暇)

- 第15条 介護休暇は、職員が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(第18条第1項において「配偶者等」という。)で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。
- 2 介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間とする。
- 3 介護休暇については、湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例第 15条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第12条に規 定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(病気休暇、特別休暇及び介護休暇の承認)

第16条 病気休暇、特別休暇(規則で定めるものを除く。)及び介護休暇については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

(規則への委任)

第17条 第12条から前条までに規定するもののほか、休暇に関する手続その他の休暇に関し必要な事項は、規則で定める。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第18条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」とい

- う。) その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求 又は申出(次条において「請求等」という。) に係る当該職員の意向を確認 するための面談その他の措置を講じなければならない。
- 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

- 第19条 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
 - (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
 - (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置 (会計年度任用職員の勤務時間、休暇等)
- 第20条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 第2条 この条例の施行前に、湯河原町真鶴町衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(以下「旧条例」という。)第2条第2項の規定により1週間の勤務時間が定められているものについては、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において湯河原町真鶴町衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(以下「新条例」という。)第2条第2項の規定により勤務時間が定められたものとみなす。
- 2 この条例の施行の際現に旧条例第2条第3項本文の規定に基づき月曜日から金曜日までの5日間において1日につき8時間の勤務時間が割り振られている職員について同条第4項の規定に基づき定められている勤務を要しない日又は勤務時間の割振りは、それぞれ新条例第5条の規定に基づき任命権者が定めた週休日又は勤務時間の割り振りとみなす。
- 3 この条例の施行の際現に前項に規定する職員以外の職員について、旧条例 第2条第3項又は第4項の規定に基づき定められている勤務を要しない日又 は勤務時間の割振りは、それぞれ新条例第4条又は第5条の規定に基づき任 命権者が定めた週休日又は勤務時間の割振りとみなす。
- 4 前2項の規定が適用される職員について、旧条例第5条に基づき定められている休憩時間については、新条例第6条の規定に基づく休憩時間とみなす。
- 5 施行日前から引き続き在職する職員の施行日以後の平成6年における年次 休暇の日数については、新条例第12条第1項の規定にかかわらず、旧条例第 9条に規定する年次休暇の残日数とする。

- 6 この条例の施行の際現に旧条例第9条の規定に基づき職員が請求している 年次休暇の時季については、新条例第12条第3項の規定に基づき請求したも のとみなす。
- 7 この条例の施行の際現に旧条例第10条から第14条までの規定に基づき任命 権者の承認を受けている休暇については、新条例第16条の規定に基づき任命 権者が承認したものとみなす。
- 8 前各号に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、 規則で定める。

(湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例附則第34項の適用を受ける職員に関する読替え)

第3条 湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例附則第34項の適用を 受ける職員に対する第15条第3項の規定の適用については、同項中「第12 条」とあるのは「附則第34項」とする。

附 則(平成12年12月25日条例第3号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月25日条例第2号)

(施行期日)

- 第1条 この条例は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例 (以下「新条例」という。)第8条の2第2項(同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、この条例の施行の日以後にする 請求から適用し、同日前にした請求による時間外勤務の制限については、なお従前の例による。

(経過措置)

第2条 改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する 条例第16条の規定により介護休暇の承認を受け、施行日において当該承認に 係る介護を必要とする一の継続する状態についての介護休暇の初日から起算 して3月を経過していない職員の介護休暇の期間については、新条例第15条 第2項中「連続する6月の期間内」とあるのは、「当該状態についての介護 休暇の初日から起算して6月を経過する日までの間」とする。

附 則(平成17年3月25日条例第3号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成20年12月15日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年3月18日条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(湯河原町真鶴町衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改 正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日から施行日にかけて勤務時間が割り振られた者の当該勤務時間に係る休息時間については、改

正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(規則への委任)

3 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で 定める。

附 則(平成21年12月9日条例第5号)抄 (施行期日)

1 この条例は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年6月29日条例第2号)抄 (施行期日)

- 1 この条例は、平成22年6月30日から施行する。 附 則(平成22年11月30日条例第3号)抄 (施行期日)
- 1 この条例は、平成22年12月1日から施行する。 附 則(平成26年9月29日条例第7号)抄 (施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月16日条例第2号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月2日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月23日条例第1号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。 附 則(令和4年12月7日条例第6号)抄 (施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(暫定再任用短時間勤務職員についての湯河原町真鶴町衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の適用に関する経過措置)

第17条 暫定再任用短時間勤務職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。)は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第6条の規定による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第2条第3項、第3条、第4条第2項及び第12条第1項の規定を適用する。

附 則(令和7年3月11日条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の日を時間外勤務制限開始日とする第2条の規定による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第8条の3第2項の規定による請求(3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。)を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。